

開催期日 令和 7 年 8 月 1 8 日

開催場所 生涯学習センター輝ら里 アリーナ3

中 島 村 農 業 委 員 会 議 事 録

中 島 村 農 業 委 員 会

中 島 村 農 業 委 員 会 議 事 録

1. 会議開散会の日時及び場所

開 会 令和7年8月18日 午後1時30分
閉 会 令和7年8月18日 午後2時20分
場 所 生涯学習センター輝ら里 アリーナ3

2. 会議に提出した議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願出に対する
 処分について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分
 について
議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分
 について
議案第4号 現況確認証明申請に対する処分について
議案第5号 中島村農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
 の変更（案）に対する意見の決定について

3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員12名中・出席者11名・欠席者1名

4. 会議に参加した者

中島村農業委員会事務局長 野 木 重 徳

5. 会議書記

中島村農業委員会主任主事 松 本 美 和

6. 開 会

事務局長

事務局長をして、令和7年第8回の農業委員会総会を開催する旨を宣した。
会長（あいさつ）

皆さん改めましてこんにちは。大変暑い中皆さんには色々に行っていると思います。7月からの農地利用状況調査では初めてタブレットを利用して行っていました。初めてのことで戸惑うこともあったかと思います。覚えれば大変利用度の高いものかと思しますので今後もこういったものをぜひ利用していただければと思います。また、今日の総会にあたって欠席した方もおりますが後ほど事務局の方から相談ということでお伺いしたいと思しますのでその時は皆さんからもアドバイス等いただきたいと思っております。それでは早速総会に入りたいと思しますのでよろしくお願いします。

事務局長

推進委員1名の欠席を報告し、中島村農業委員会会議規則第4条により、会長が議長となり、議事録署名人の選出より議事の進行を行う旨を宣した。

議 長

議事録署名人の選出について、1 番大木一男農業委員、2 番芳賀敏行農業委員を指名した。

議 長

議案第 1 号について審議の前に、中島村農業委員会会議規則第 10 条の規定により、4 番小針一男農業委員の除斥を求めた。

—— 暫 時 休 議 ——

議 長

議事に入る旨を宣し、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可処分取消願出に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第 1 号受付番号第 9 号について、確認担当委員に報告を求めた。

5 番吉田健司推進委員

議案第 1 号受付番号第 9 号につきまして、8 月 11 日に願出・●●●●さん、●●●●さんの申請代理人の行政書士・●●●●さんに電話にて確認したところ、願出の内容のとおり間違いございませんでした。願出の理由のとおり申請当時の譲渡人である●●●●さんの父、●●●●さんが 3 条の許可を受けた後認知症を発症し、意思確認が取れないことから所有権移転の登記ができなかったとのことでした。また、話によると許可を受けた農地ですが、許可が取り消された後、新たな譲受人と再び 3 条の申請を行う予定であるとのこと。このことから、取消の願出はやむをえないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5 番吉田定雄農業委員

議案第 1 号受付番号第 9 号につきまして、只今、吉田推進委員より報告がありました内容については間違いございません。

また、私も 8 月 11 日申請代理人の行政書士・●●●●さんに電話にて確認いたしましたが、吉田推進委員と同様、取消の願出はやむをえないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願出に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

4 番小針一男農業委員の除斥を解除する旨を宣した。

—— 暫 時 休 議 ——

議 長

再開する旨を宣し、4 番小針一男農業委員に対し、議案第 1 号については、原案のとおり可決決定された旨を告知した。

議 長

続いて、議案第 2 号及び議案第 3 号については関連案件のため、一括上程としてよいか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

議案第 2 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する処分について及び議案第 3 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第 2 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する処分について及び議案第 3 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第 2 号受付番号第 4 号及び議案第 3 号受付番号第 1 0 号について、確認担当委員に報告を求めた。

2 番加藤貴裕推進委員

議案第 2 号受付番号第 4 号及び議案第 3 号受付番号第 1 0 号につきまして、8 月 7 日に設定人・●●●●さん、被設定人・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認し、稲刈後に排水管理設工事を行い、工事終了後には農地へ復元されるため、申請地や周辺の農地に影響は無いものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

3 番長田信夫農業委員

議案第2号受付番号第4号及び議案第3号受付番号第10号につきまして、只今加藤推進委員より報告がありました内容については間違いございません。

また、加藤推進委員と同様、現地についても8月7日に確認し、稲刈後に排水管理設工事を行い、工事終了後には農地へ復元されるため、申請地や周辺の農地に影響は無いものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

議 長

皆さん場所は分かりますか。太陽光をやるところなのですが。

事務局長

太陽光を建設するところは●●●●さんのところで、地目は山林になっていました。

議 長

8ページの案内図を見てください。青い線で囲まれている場所ですが、その左側に山があるのですが、今は山になっているのですか。

事務局長

実際、山林になっているのは一部でそれ以外は●●●●さんが牧草か何かをやるのに当時使っていたみたいです。

議 長

実際に場所ですが、図面は切れてしまっていますが、左側の道路と上側の道路が交わるところにラーメンかやねがあり、大体その辺になります。その辺で太陽光をやりたいということでその排水管を埋設するための申請ということです。

4 番小針一男農業委員

中島村で太陽光の規制というのは考えていないのですか。

事務局長

今のところ規制するという話はありません。

1 番大木一男農業委員

最近だと福島市で規制しているかと思います。

4 番小針一男農業委員

太陽光の反射熱はものすごく熱いらしく、パネルの表面温度が70度～80度くらいになると言われています。それだけの熱気で今回太陽光が1ha近くあるので周辺の住民は大丈夫なのでしょうか。

事務局長

周辺の方々に対し説明会は行ったと聞いています。

4 番小針一男農業委員

あとは排水量ですが、母畑土地改良区に流すということですが、1ha ほどあるのでそれだけの排水量が流れ込んでも大丈夫なのではないでしょうか。

議 長

母畑土地改良区からは許可は出ていますね。

事務局長

太陽光なので都市計画も必要ないですし排水量も細かく見られないので改良区が問題なければ、あとは地元の同意や何かあったときに責任を取るとしておけばなんとなく通ってしまうというような感じです。

1 番大木一男農業委員

福島市みたいに中島村でも太陽光の設置に関して条例を作るなどして規制をかけるのもいいのではないのでしょうか。

4 番小針一男農業委員

太陽光をやるのは中国系企業ですか。

事務局長

●●●●です。

3 番長田信夫農業委員

説明会では●●●●の方が来てくれていました。

議 長

その他質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第 2 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する処分について及び議案第 3 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第 4 号現況確認証明申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第 4 号現況確認証明申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案 4 号受付番号第 3 号について、確認担当委員に報告を求めた。

2 番加藤貴裕推進委員

議案第4号受付番号第3号につきまして、本日12時40分より申請代理人の行政書士・●●●●さん、芳賀委員、長田委員、私を含めた農業委員2名・推進委員1名、および事務局の立ち会いで現地確認を行いました。

申請地の現況につきましては、農地の様相は無く、進入路および駐車場として利用されている状態でした。説明によると、昭和61年ごろに申請人の甥が住宅を建築した際に、進入路や駐車場をコンクリート舗装により造成し、それ以降隣接している宅地と一体に利用されており、現在に至っているようです。

申請人が相続する以前から既に舗装され、長年宅地と一体に利用しているため、農地への復元が困難であることから現地確認の結果、非農地であると判断しましたことをご報告いたします。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

2 番芳賀敏行農業委員

議案第4号受付番号第3号につきまして、只今加藤推進委員より報告があった内容については間違いございません。

また、現地調査に私も同行し、直接現地を見てまいりましたが、加藤推進委員と同様、農地としての復元が困難であるため、非農地であると判断いたしましたことをご報告いたします。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

———— 異議なしの声多数 ————

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第4号現況確認証明申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第5号中島村農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更（案）に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第5号中島村農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更（案）に対する意見の決定について説明した。

議 長

事務局より説明があったが、質問等ないか諮ったところ。

———— 異議なしの声多数 ————

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第5号中島村農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更（案）に対する意見の決定については、原案のとおり異議ない旨村長へ回答する旨を宣した。

議 長

以上をもって全議案審議終了の旨を宣した。

事 務 局

その他に入る旨を宣した。

一点目 次回の農業委員会総会は、9月16日（火）に役場2階会議室で行う。

二点目 「本県農業の発展に向けた要請」に関する組織検討について

三点目 農地に関する相談について

三点目 農地利用状況調査（遊休農地調査）について（御礼）・今後の予定について

事務局長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉 会 の 日 時
令和7年8月18日 午後2時20分